

1. 趣旨

- 建設業における社会保険加入の推進については、平成24年より「社会保険未加入対策推進協議会」、平成29年より「建設業社会保険推進連絡協議会」を開催し、行政、学識、建設業関係団体が連携して、社会保険加入対策に取り組んできたところ。
- こうした取り組みを通じ、建設業における社会保険加入状況は着実に改善しているが、将来にわたり建設業の担い手を確保していくためには、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取組が必要。
- 平成30年3月、建設業における働き方改革を加速化するため、「長時間労働の是正」、「給与・社会保険」、「生産性向上」の3つの分野における新たな施策をとりまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定。
- 建設技能者の処遇改善は待ったなしの状況にあることから、建設業働き方加速化プログラムを踏まえ、平成30年6月、「建設業社会保険推進連絡協議会」を発展的に改組し、社会保険加入の徹底に加えて、建設キャリアアップシステムの普及推進や適切な賃金水準の確保など、同プログラムにおける「給与・社会保険」の分野に関する取組を議題とする「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を設置。関係者が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進していく。

2. 主な議題

社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度 など

3. 構成団体等

次頁の通り

4. その他

地方ブロック毎に設置している建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会において、地方における取組の推進や浸透を図っていく。

構成団体等(五十音順)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(五十音順)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建築工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○

- (一社) 日本建設軀体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事業工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会
- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 消防施設工事協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マスタック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体

- (一財) 建設業振興基金
- (一社) 就労履歴登録機構
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国建設労働組合総連合
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課

国土交通省

- 大臣官房地方課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 土地・建設産業局建設業課
- 土地・建設産業局建設市場整備課(事務局)
- 日本年金機構 厚生年金保険部

オブザーバー(発注者団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体等)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会
- 総務省自治行政局行政課

◎: 会長 ○: 副会長(3)

【開催状況】

(社会保険未加入対策推進協議会)

- 第1回: H24年 5月29日
社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
- 第2回: H24年10月31日
社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積り取りまとめ など
- 第3回: H25年 9月26日
社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
- 第4回: H27年 1月19日
社会保険未加入対策に関する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
- 第5回: H27年12月18日
社会保険未加入対策に関する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
- 第6回: H28年 5月20日
目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など
- 第7回: H28年12月21日
加入徹底の確認や目標年次到来以降の継続実施の必要性の共有 など

(建設業社会保険推進連絡協議会)

- 第1回: H29年 5月 8日
平成29年度の取組方針の発表 など
- 第2回: H30年 1月15日
社会保険加入対策に関する調査、今後の取組の方向性の提示 など

(建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会)

- 第1回: H30年 6月21日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及促進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建退共制度 など
- 第2回: R1年 5月15日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及促進、外国人材受入れ、建退共制度、協議会重点課題 など
- 第3回: R2年 2月18日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及促進、外国人材受入れ、建退共制度 など

(名称)

第1条 本協議会は、建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険加入対策及び処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。

- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

- 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

- 第7条 協議会の招集は、会長が行う。
- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

- 第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
 - 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が行う。

(雑則)

- 第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。（平成29年5月8日一部改訂、平成30年6月21日一部改訂）



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄
発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行
地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体
発注

先進県で
総合評価等で加算

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

建退共のCCUS活用への完全移行

公共工事における建退共の履行強化について

対策の考え方

- 令和3年度以降は、掛金充当の確実性と透明性が向上する**CCUS活用電子申請方式を推奨**し、併せて**証紙方式**についても、掛金納付額と充当状況にかかる**履行確認を強化**。必要に応じ、**許可行政庁も指導等**
- 受注者は、**発注毎**に、CCUS活用電子申請方式か、証紙方式か、**いずれか一方を選択**する
- 辞退届**による辞退は、明確な根拠がない限り**認めない運用**とする（CCUS活用の場合、根拠は確認済み）

履行強化策のポイント

契約時	発注者は、就労予定の建退共 対象労働者数に比して事前掛金納付額が妥当 であるかどうかについても 新たに確認 する
完成時	発注者は、工事ごとに、対象労働者に掛金が適切に 充当されたかどうかを新たに確認 するとともに、必要に応じ、 許可行政庁の指導等 も行う
完成後	

①CCUS活用電子申請方式

②証紙方式(履行強化後)

- 掛金収納書に、新たに**掛金購入額の根拠**を記載し、契約後1ヶ月以内に提出
- その際、**証紙方式か電子申請方式の別**を明らかにする
 （※CCUSの登録・活用が100%である場合、掛金は、事前納付によらず、工事進捗に応じて納付することも可能とすることを検討）

(CCUS利用が高い場合)

- 発注者は、掛金の充当実績を**簡易に確認**

(CCUS利用が低い場合)

- 発注者は、掛金の充当実績を**特に注意して確認**

- 発注者は、掛金充当実績を**特に注意して確認**
 (元請は、**新たに「工事別受払簿」等**を作成・提示)

- 掛金充当実績のデータを一定期間**電磁的に保存**

- 掛金充当実績（工事別証紙受払簿等）と、全ての下請からの就労報告等を**一定期間備付け**

※公共発注者は、建退共対象労働者の確認等のために、必要に応じて、作業員名簿の情報も併せて確認（システムを改修して施行）

以上を通じて、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを発注者が把握した場合、適宜指導、必要に応じ、許可行政庁に通知し、許可行政庁は、指導・助言・勧告等の措置を講じる

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・平成28年7月最終改訂)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 今般、改正建設業法の施行により、作業員名簿の作成・備付(公共工事では作成・提出)が義務化されることを契機に、同ガイドラインを改正し、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○ 施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○ 経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○ 直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○ 平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取り扱いとするよう指導(H28.7ガイドライン改定)

○ 建設業法改正(R2.10～施行)
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件に
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに

今後強化する取組

作業員名簿作成の義務化を契機に、元請企業による技能者の現場入場時の社会保険加入状況の確認事務・指導を強化

⇒ CCUSに登録された真正性の高い情報を活用※し、元請企業が確認・指導を行う旨を明確化(この場合、証明書類の添付は不要) ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

⇒ 書面による加入確認を行う場合は、社会保険の加入証明書類(写し)等の確認が必要である旨を明確化

【元請による社会保険加入状況の確認方法】

81.4%
作業員名簿のみ確認

12.6%

標準報酬月額決定通知書等
加入証明書類も確認

令和2年3月 建設業社会保険推進連絡協議会によるWEBアンケート

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

CCUS登録時に
運営主体により
真正性確保

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

国直轄での義務化モデル工事実施等、 公共工事等での活用

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点/減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で**加点/減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点/減点**

※目標達成 : 1点加点 (平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満) : 1点減点

※上記以外の場合 : ±0点

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**元請業者のホームページで公表**することを求める。)

- CCUSの活用に関する建設業界あて要請を周知するとともに、入札契約適正化指針の趣旨を踏まえ、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の取組等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請 ※3月末日途に、業界団体あて要請にあわせて通知を発出する予定

要請の骨子

- ① 直轄工事での工事成績評定への加点の取組や、先行する県による総合評価方式等の加点措置について周知するとともに、都道府県等における同様の取組について、積極的な検討を要請
- ② 次回以降の入契調査において、CCUSに関する都道府県等の加点評価の取組状況等について報告を求めの方針であることについて周知
- ③ 全建モデル工事など、建設業団体の取組について、積極的に協力することを要請

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和元年10月18日 閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、**各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。**

【建設キャリアアップシステム】都道府県による企業評価での加点等の取組

【長野県】 総合評価等において加点(実施予定)

建設キャリアアップシステムへの事業者登録、雇用する技能労働者の個人登録を行った企業に対し、入札参加資格付与時における主観点の加点について検討中
令和2年4月より、総合評価落札方式(予定価格8,000万円以上)の案件において、建設キャリアアップシステムを現場で活用することを宣誓する場合に加点

【福岡県】 入札参加資格審査において加点(実施)

競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていること」を加点対象としている

【熊本県】 検討中

建設キャリアアップシステムへの登録事業者を入札参加資格において加点措置する等の企業評価を行うことについて検討

【長崎県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行っている企業に対し、試行的に、職業能力評価基準が策定されている7業種が占める割合が大きい工事について、技能者の適正な評価や処遇改善に資する評価方法を検討中

【宮崎県】 総合評価等において加点(検討中)

県土整備部発注工事において、総合評価落札方式や入札参加資格審査時に加点評価を検討

【宮城県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、建設キャリアアップシステムを活用した労働環境の改善や技能者等の処遇改善に資する評価方法を検討

【福島県】 総合評価において加点(実施予定)

令和2年4月より、総合評価落札方式の公告案件において、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に加点

【栃木県】 総合評価において加点(検討中)

建設キャリアアップシステムを導入した企業に対し、総合評価において「企業の信頼性(企業の取組)企業の先進的取組への評価」の評価項目の一つとして設定を検討

【群馬県】 検討中

総合評価及び入札参加資格審査において加点できるか検討中

【山梨県】 総合評価において加点(試行)

県土整備部発注工事(土木一式工事)において、総合評価で加点(試行)加点条件:事業者登録かつ雇用関係にある技能者を登録をした場合2点加点、それ以外は0点(令和2年1月公告から評価開始)

【静岡県】 総合評価等において加点(実施予定)

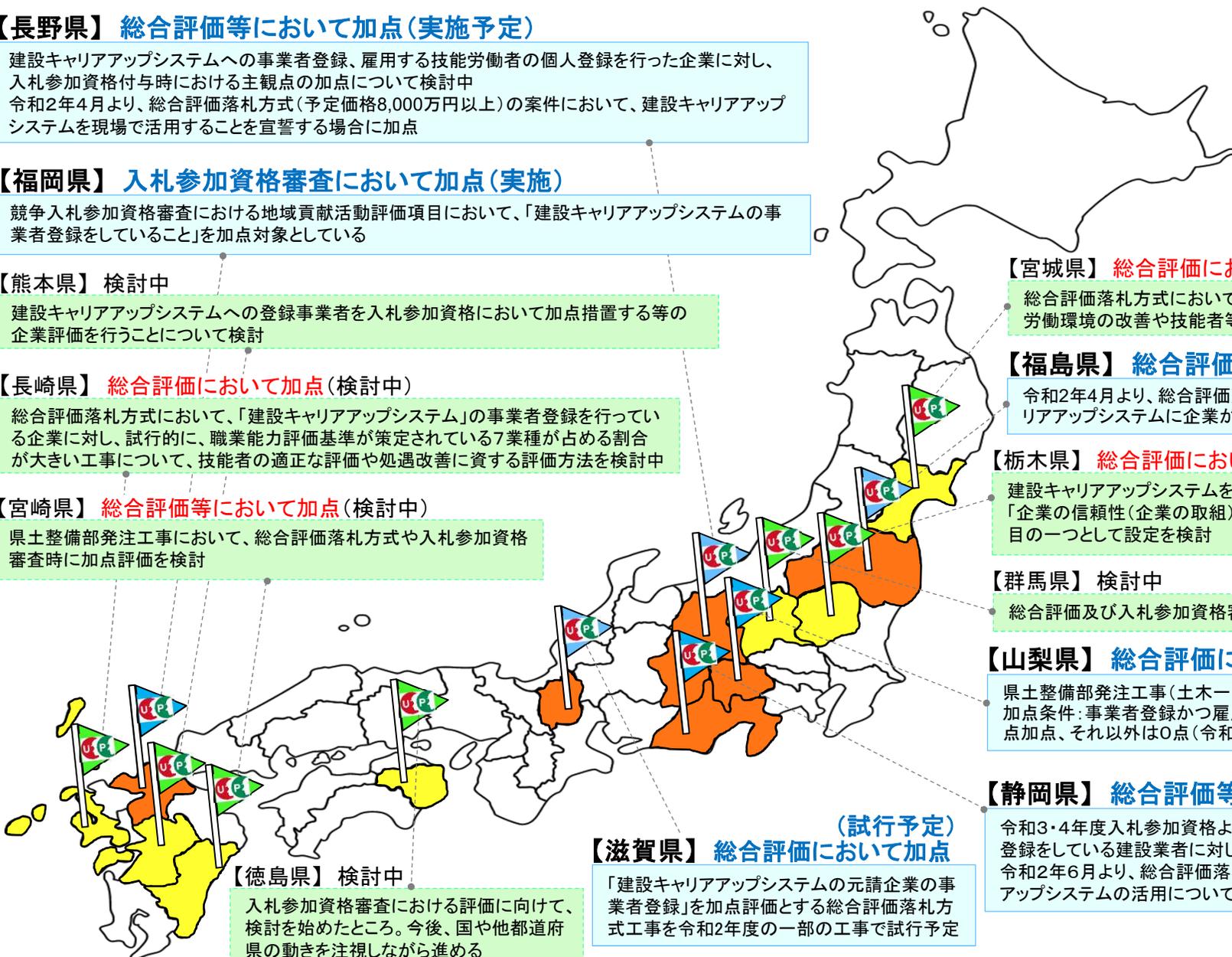
令和3・4年度入札参加資格より、建設キャリアアップシステムで事業者登録をしている建設業者に対し、10点加点
令和2年6月より、総合評価落札方式の公告案件において建設キャリアアップシステムの活用について加点項目に追加

【滋賀県】 総合評価において加点(試行予定)

「建設キャリアアップシステムの元請企業の事業者登録」を加点評価とする総合評価落札方式工事を令和2年度の一部の工事で試行予定

【徳島県】 検討中

入札参加資格審査における評価に向けて、検討を始めたところ。今後、国や他都道府県の動きを注視しながら進める



建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

建設技能者のレベルに応じた賃金支払 の実現

建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現

- 令和元年度中に、職種別の**建設技能者の能力評価基準（35職種）**を整備予定
- 能力評価基準に基づく技能者の**能力レベル**と建設業界による**処遇目標**が結びつき、これが**適正に請負代金に反映**され、この結果、技能者の**賃金上昇**につながるような**好循環**を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。

建設キャリアアップシステムに技能者の能力と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設太郎
生年月日	SSS 1980/07/26
登録基幹技能者 開始	2016.06.20
技能講習 取得日	2009.05.21
3次教育 レポート提出作業	2005.11.09
社会保険加入状況	通勤共済
健康	○ 協会健康 運送共
年金	○ 厚生年金
電話	



令和元年度中に能力評価基準（35職種）を整備し、技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

レベルに応じてカードを色分け

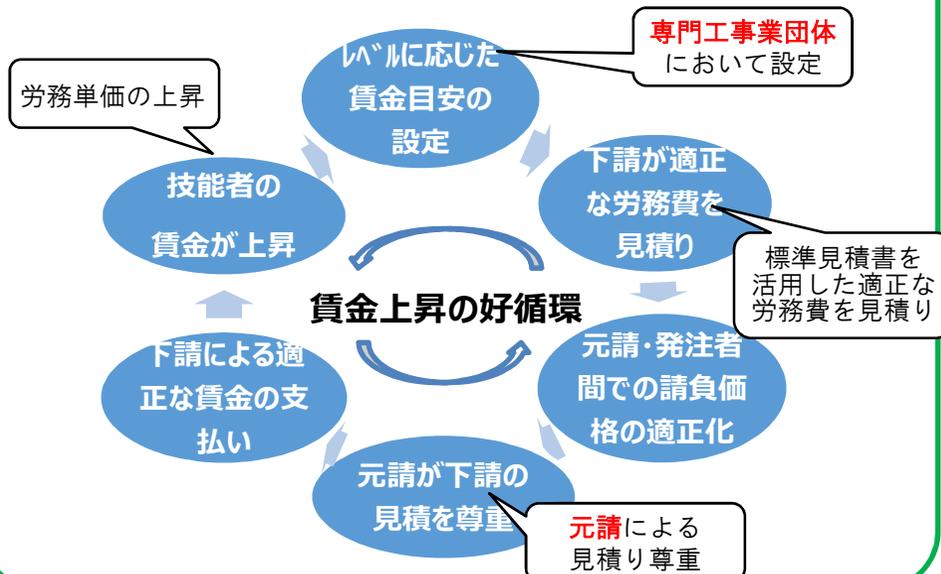


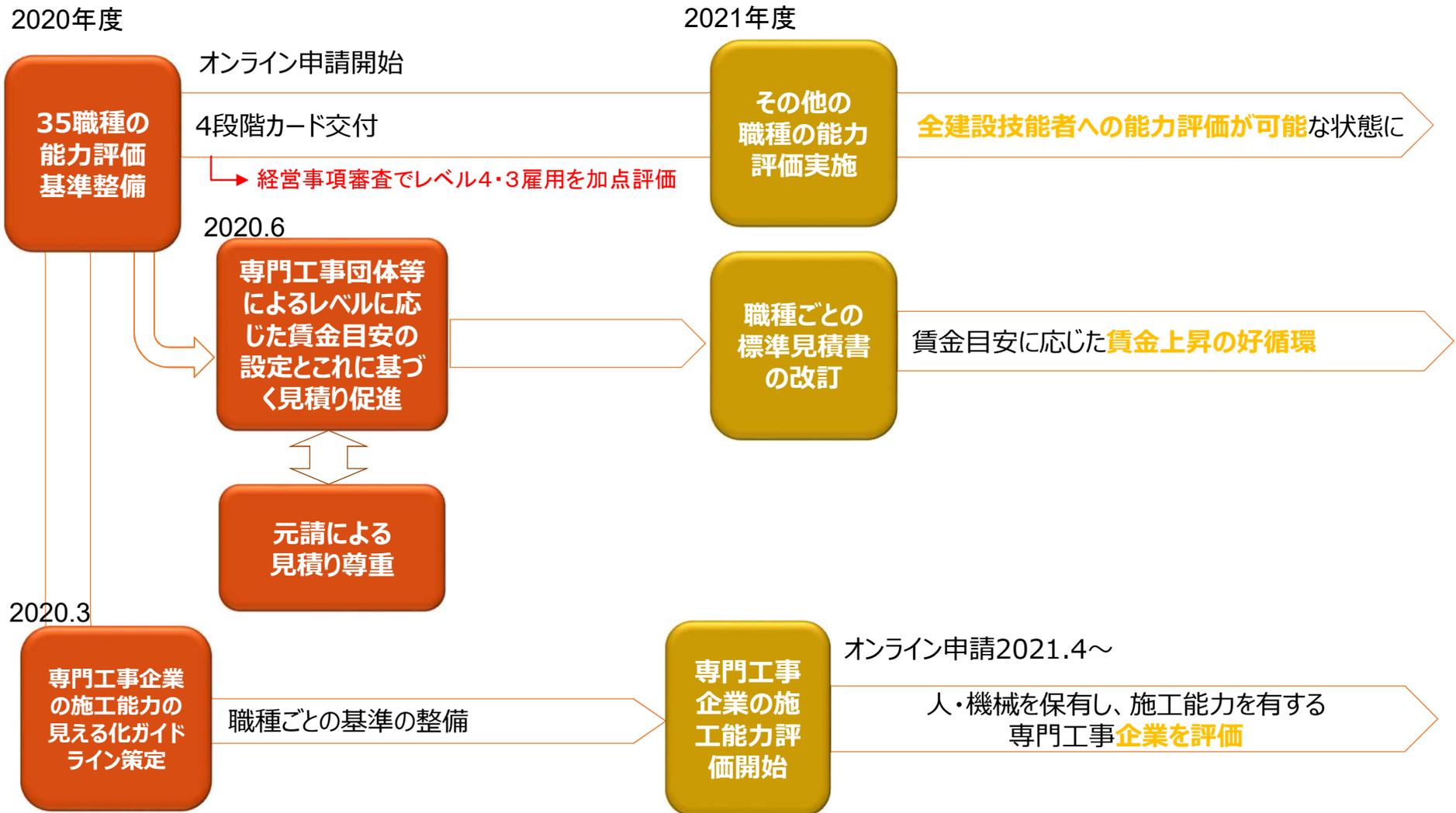
レベルに応じた処遇を実現へ

今後の取組

- 専門工事業団体等は、職種に応じ、職長（**レベル4・3**）、若年**技能者（レベル2）の賃金目安**をそれぞれ設定
- 下請が技能者に対し、賃金目安に応じた適正な賃金が支払えるよう、**標準見積書において、職長手当等マネジメントフィーを含め、適正な労務費を計上**することができるよう措置
- **元請においても、下請の適正な見積りの尊重**を促進・徹底

元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備





- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。

専門工事業団体等

国土交通省

○見える化評価実施機関については、原則、能力評価基準の評価実施機関が企業評価を行う。

- 評価機関の認定
- 見える化の評価結果を国交省HPで公表

評価基準の策定

- 専門工事業団体は評価基準を策定する。
- 評価の対象は、CCUSの事業者登録を行った専門工事企業等とする。

【一覧表】

認定年度	都道府県	業種	企業名	施工能力	問い合わせ先	HPアドレス
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	○○○(株)	☆☆☆☆	×-××-×××
			●●●(株)	☆☆☆☆	×-××-×××
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	■■■(株)	☆☆☆	×-××-×××

公表 ☆～☆☆☆☆により評価

CCUS

技能者情報

- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

CCUSと連携した、見える化システムを構築・活用

項目	共通評価内容	選択評価内容
基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可の有無 建設業の許可年数 財務状況等 社員数 団体加入 	<p>業種ごとに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の保有状況 登録基幹技能者の有無 2次下請企業を含めた動員力 表彰実績の有無 <p>等</p>
施工能力	<ul style="list-style-type: none"> 建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有者数、レベル等） 施工実績 	
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 処分歴 コンプライアンスの取組 社保加入状況 	

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行；△△銀行○○支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名 レベル1-○○名 動員力 ○○名
	施工実績	■●病院、□ロピビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

更なる利便性・生産性向上

対策1) 令和元年度補正予算（7億円の内数）を活用して、令和4～5年度のCCUSとマイナンバーカード・マイナポータルの連携が行えるレベルまでセキュリティを強化し、更なる情報漏洩・不正アクセスを講じる

⇒ データベースへのアクセス権管理の強化、セキュリティ対策の強化（改ざん検知ツール、ログ分析ツールの強化等）を実施

対策2) 人材引き抜き防止策として、事業者の判断で、技能者登録に必要な電話番号、メールアドレスは、会社のものでよいこととする運用に変更する

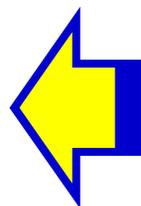
CCUSに登録・蓄積される技能者情報

(登録情報)

- 本人情報・顔写真
- 所属事業社情報
- 社会保険・建退共・労災加入状況
- 職種・経験
- 保有する資格
- 研修等の受講履歴
- 表彰等の履歴

(カードリーダーでの蓄積情報)

- 技能者の就業履歴情報
 - ・ 現場名等
 - ・ 所属事業者名



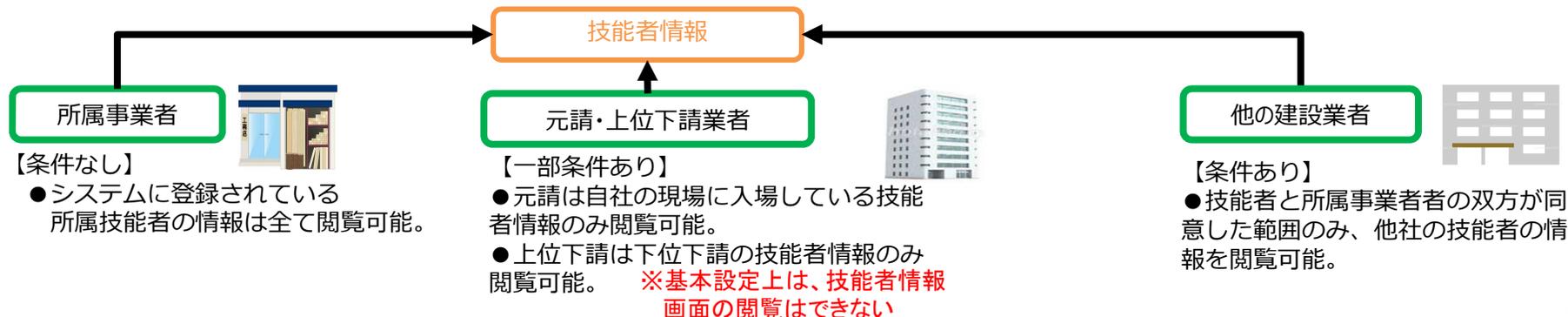
IDとパスワードでログイン

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	田中 太郎
生年月日	2005.10.20
保有資格	技能士 2018.06.20
登録業務技能者種別	2020.05.21
登録職種	2025.11.09
社会保険加入状況	加入済
職別	建設技師
職種	建設員

情報閲覧の基本条件

- 初期登録時は**全ての情報が非開示**。開示には、**技能者本人と所属事業者双方の同意が必要**。開示する情報を選択可。
- 元請は**自社の稼働中の現場に入場している技能者情報の一部のみ閲覧可能**
- 登録されている情報を閲覧するためには**IDとパスワードが必要**



(参考)CCUSによる技能者情報の閲覧範囲について

OCCUSでは、元請や上位下請が閲覧できる技能者情報には、以下のとおり制限を設けており、過度な情報の見える化につながらないように配慮している。
 ○引き続き、懸念のある情報閲覧については、逐次、適用の改善やシステムの改修を行っていく。

■ポイント1

技能者情報の基本画面を見られるのは、本人と雇用主のみ

■ポイント2

初期登録時は全ての情報が非開示。開示には、本人と雇用主双方の同意が必要

■ポイント3

現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できる情報も、既に「作業員名簿」に掲載されている情報と、過去自社の現場での就業履歴に限定

■ポイント4

所属事業者の判断により、連絡先（電話・メール）を会社とすることも可能とする措置を講じる



元請、上位下請は、現場稼働中であっても、技能者情報画面は閲覧できない

技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無	雇用年月日	生年月日
60765240535721	公共建二	コウキョウケンジ	普通作業員・普通作業員					
80133013686721	構造建三	コウゾウケンノウ	普通作業員・普通作業員					
62657536076821	原寸四郎	ゲンスンシロウ	普通作業員・普通作業員					

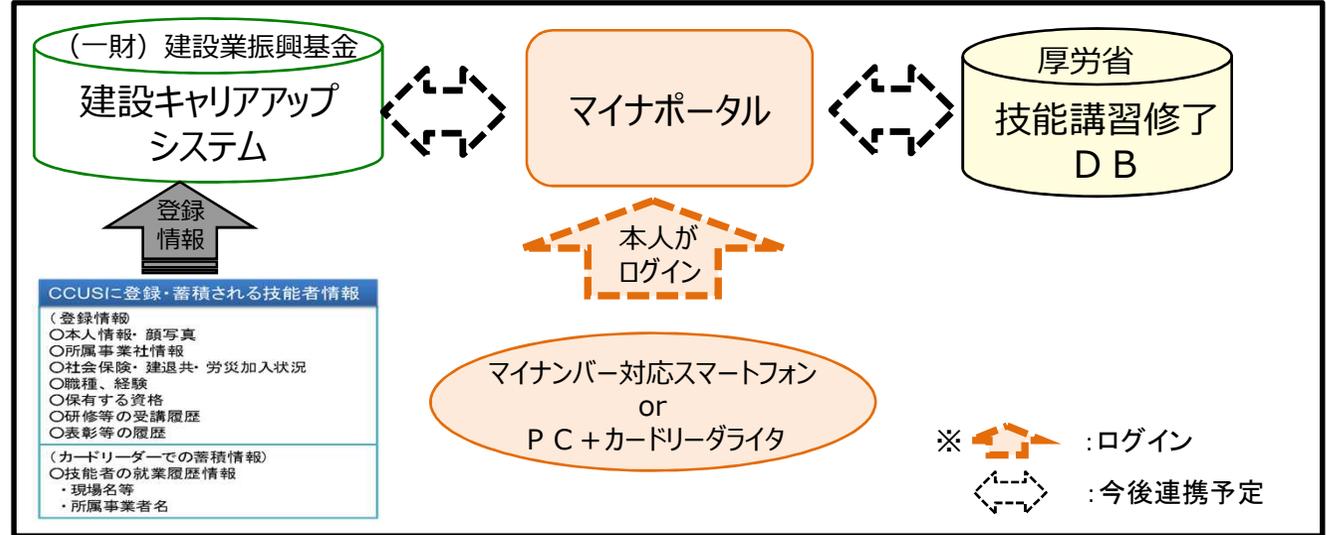
現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できるのは、「作業員名簿」の情報とほぼ同じ

年齢	現住所		緊急連絡先		最近の健康診断		血液型	適切な保険加判定				作業内容等に必要保有資格									
	(都道府県)	(都道府県以外)	TEL	(都道府県以外)	TEL	一般健康診断		特殊健康診断	健康保険		年金保険		雇用保険		登録技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習	
						受診日		種類、受診日	加入	保険種類	被保険者番号	加入	保険種類	加入							被保険者番号
34歳	神奈川県	〇浜市〇区4-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有無不明	0	国民健康保険組合		厚生年金	1234567890									
34歳	神奈川県	〇〇市〇区2-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有無不明	0	国民健康保険組合		厚生年金	1234567890									
34歳	神奈川県	△市〇区1-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有無不明	0	国民健康保険組合		厚生年金	1234567890									

閲覧できる資格情報も、作業に必要な主な資格のみ

マイナポータルを通じて、建設キャリアアップシステム（CCUS）と労働安全衛生法上の各種資格者情報が連携されることにより、CCUSの登録と安全衛生法上の資格者証の携行義務の一体化を目指す。

1. マイナポータルの連携に向けたイメージ



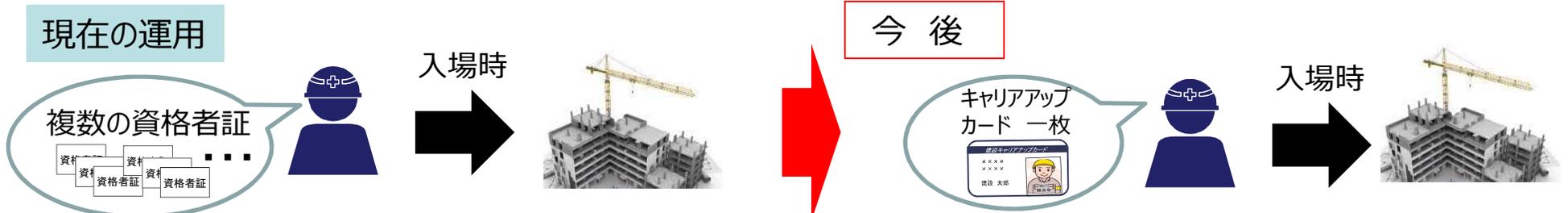
【連携による効果】

○ CCUSに技能者情報を登録する際に、マイナポータルを通じて、労働安全衛生上の資格者情報が取得できるため、CCUSへの登録手続きの簡略化及び登録情報の真正性が向上

2. 今後の対応

厚生労働省と連携し、現場での携行が義務付けられている安全衛生法上の資格者証について、CCUSの登録情報にて、資格者証の携行義務を満たしているものとするための検討を行い、令和4～5年度までにその一体化を目指す。

【イメージ】



技能者は、現場入場時に、資格者証を複数所持

CCUS上に登録された情報で現場での携行義務を満たす

国土入企第1号
国土建労第1号
令和2年4月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設キャリアアップシステムの活用について（要請）

建設キャリアアップシステムは、一人一人の建設技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化に結びつけていくため、行政、建設業関係団体等が一体となって建設キャリアアップシステム運営協議会（会長：国土交通省土地・建設産業局長。以下「運営協議会」という。）を組織し、運営協議会の総意により、（一財）建設業振興基金を運営主体とし、「業界共通の制度インフラ」として、平成31年4月より運用を開始したシステムである。

建設業では、他産業に比べても高齢化が進展し、この数年間で、これまで現場を支えてきた熟練建設技能者が大量に退職することが見込まれており、建設技能者をはじめとする担い手の確保・育成に今から最優先で取り組まなければ、社会経済の活動基盤の整備という社会的使命や「地域の守り手」としての役割を十分に果たせなくなるのではないかと懸念される。

国土交通省では、将来にわたっての建設業の担い手の確保・育成を図るため、公共工事設計労務単価について、平成25年度にすべての建設技能者が社会保険に加入している場合に必要となる法定福利費相当額（個人負担分）を全額反映する形で引き上げを行って以降、8年間連続で引き上げ、これに併せて、建設業関係団体のご理解とご協力のもと、企業、労働者双方の社会保険加入の徹底と未加入者の排除を図ってきたところである。この結果、企業別、労働者別の社会保険加入率も他産業と遜色がない水準まで上昇してきており、この間の堅調な建設投資の推移とも相まって、建設業の賃金は他産業を上回るペースで上昇している。

こうした状況の下で、建設業における雇用関係の明確化、担い手3法に基づく担い手確保の対策などにより、近年では、全体的な若年人口の減少にもかかわらず、建設業の若年入職者は増加し、若年者の占める割合も僅かではあるが上昇しているところである。

建設キャリアアップシステムは、こうした担い手の確保・育成の取組をさらに加速させるものであり、建設業全体の生産性向上にも寄与することから、元請事業者、下

請事業者、建設技能者など建設業に従事するすべての関係者は、「業界共通の制度インフラ」として、発注者との協力・連携のもと、建設キャリアアップシステムの活用に積極的に取り組んでいくべきである。

運営協議会では、運営開始1年で100万人、5年後までに全建設技能者の加入を目標に掲げ、普及促進に取り組んできたところ、当初の目標には達しないものの、運用開始1年間で事業者登録5万社超、技能者登録数約25万人に達する見込みであり、普及に向けた取組が緒に就いた段階にある。

また、建設技能者の能力に応じた処遇を実現するための能力評価基準についても、平成30年度末に、国土交通省において定めた「建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年3月29日国土交通大臣告示第460号）」及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）」に基づき、令和元年度内に登録基幹技能者制度を有する35職種すべての能力評価実施団体において基準が策定され、国土交通大臣認定が完了したところであり、これを踏まえて、令和2年度からは、35職種において技能労働者の培ってきた能力・経験に基づく4段階のレベル毎に色分けされたカードの交付が始まることになる。

また、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）において電子申請方式を可能とする改正法が令和元年12月16日から施行され、従来の証紙方式から電子申請方式（ポイント制）への移行が可能となったほか、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に基づき容易に建退共への申請が可能となるシステムの開発が進められるなど、建設キャリアアップシステムと建退共制度の連携も実施可能な段階になっている。

加えて、令和元年度の建設業法の一部改正により、令和2年10月から、建設業者の社会保険加入が建設業許可・更新の要件となり、かつ、施工体制台帳の記載事項として、作業員単位での社会保険及び退職金制度の加入状況の記載等が義務化される予定である。これにより、今後、労働者単位での社会保険加入や退職金の掛金充当の確認が容易となり、加入の徹底を図っていくことがより一層重要となる。

以上のように、建設キャリアアップシステムを活用して、建設技能者の処遇向上、建設現場の生産性向上、ひいては将来にわたる担い手の確保・育成につなげる施策を実施する諸条件が整ってきていることを踏まえ、国土交通省においては、国土交通大臣指示を受け、建設業関係団体と連携して、令和2年3月23日に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ（以下「官民施策パッケージ」という。）」をとりまとめ、公表したところである。

官民施策パッケージに基づき、国土交通省は、建設業関係団体と連携して、令和5年度からのあらゆる工事での建設キャリアアップシステムの完全実施に向けて、各種施策を順次進めていくこととしているので、下記について、取組をお願いする。

記

1. 今般とりまとめた官民施策パッケージにより、建設キャリアアップシステムの普及・定着が図られるよう、建設業関係団体におかれては、以下に掲げる施策ごとの趣旨と方針を踏まえ、官民施策パッケージの推進及び会員企業に対する周知徹底に積極的にご協力を頂くとともに、これらの施策を通じて建設キャリアアップシステムを業界共通の制度インフラとして最大限に活用するための取組を自ら積極的に講じて頂くようお願いする。

(1) 建退共制度における建設キャリアアップシステムの活用について

建退共制度は、労働者が現場を移動し、事業主を変えても、建設業で働いた日数が通算されて退職時に稼働日数に応じた支給額が支給される制度であり、建設業界共通の退職金制度としての役割を果たしており、建設業を営む7割を超える事業者が建退共制度に加入しているなど、建設業における標準的かつ一般的な退職金制度として確立している。

しかしながら、掛金納付に係る経費が予定価格の積算に反映されている公共工事においても、下請次数が高まるにつれて対象労働者への掛金の充当が徹底されていないといった指摘がみられるなど、適正な履行を確保していく上で課題がみられる状況にあり、民間工事に至っては、共済契約者であれば掛金充当の義務があるにもかかわらず、公共工事と比べて掛金充当状況が著しく低い実態が明らかになっている。また、本来技能者に貼付すべき建退共証紙がチケットショップやネットを通じて公然と転売されたり、一部の元請事業者から証紙の辞退届を強いられ、建退共制度加入者であるにもかかわらず、証紙が請求できないという不適切な事案も発生している。

他方、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正（令和元年12月16日から施行）によって、証紙方式に加えて、電子申請方式の導入が可能となった。

電子申請方式の導入により、建退共制度の確実な履行や普及のネックとなっていた証紙の受払・貼付事務が不要となるとともに、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴をもとに掛金充当の申請を容易に行うことができることとなることから、証紙方式で生じていたコンプライアンス上の問題を解決し、一人一人の就労実績に対する掛金充当の確実性と透明性が向上することが期待される場所である。

以上のような環境整備が図られている状況を踏まえ、建退共制度については、令和5年度からは公共工事、民間工事にかかわらず、あらゆる工事において、現行の証紙方式に替えて、建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式へ完全移行する予定である。このため、電子申請方式に係るシステムが運用開始される令和3年度からは、公共工事において、共済契約者が建設キャリアアップシステムを活用している場合には電子申請方式における就労実績報告に建設キャリアアップシステムの就業履歴を利用することとし、これと連動して、証紙方式を含め、掛金納付と工事完成後の掛金充当状況の確認を強化する等の履行強化を図る予定である。また、一つの工事において、証紙方式と電子申請方式が混在すると、かえって事務手続が煩雑になることから、工事の受注者である元請事業者が、いずれか一つの方式を選択し、その施工体制で工事に従事する下請事業者は、元請事業者が選択した方式に従って掛金充当を行うこととする予定である。

建設キャリアアップシステム活用への完全移行までの詳細な運用の取り扱いや、経営事項審査における建退共加入の確認方法などの取り扱いについては、今夏中目途に通知することとするが、会員企業に対して、本施策の趣旨について周知徹底をお願いする。

なお、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、これは公共工事、民間工事の別を問わず適用されるものである。建退共掛金は、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解されるので、民間工事についてもこの趣旨を十分ご理解の上、掛金納付・充当の徹底につき、適正な対応をお願いする。

特に、元請事業者においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるため、適切な運用に努められたい。

(2) 現場入場する作業員の社会保険加入確認に係る建設キャリアアップシステムの活用について

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設業社会保険推進・処遇改善協議会（平成24年5月設置・平成29年5月改組。以下「社保協議会」という。）等において、関係者一体となって、取組を進めてきたところである。

そのうち、現場に入場する労働者単位での未加入者対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年 7 月通知・平成 28 年 7 月改定）に基づき、平成 29 年度以降においては、適切な保険加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとし、元請事業者に対し、作業員名簿の社会保険加入についての記載事項の確認のほか、必要に応じて社会保険加入証明書類等の確認に努めるよう要請してきたところである。この結果、国土交通省が社保協議会の構成員である団体の会員企業向けに実施したアンケート調査（令和 2 年 3 月）によれば、94.0%の元請事業者が現場に入場する作業員の社会保険加入状況を確認しており、対策が徹底されつつある。

ただし、同アンケート調査によれば、加入証明書類等の根拠資料の確認を行っている事業者は約 13%にとどまり、下請事業者から提出された作業員名簿の記載事項のみを確認している事業者が全体の約 81%となっており、社会保険の加入状況を実に確認する上で課題があることがうかがえる。

建設キャリアアップシステムにおいては、技能者及び事業者の情報の登録に当たって社会保険の加入状況を加入証明書類等の提出により確認しており、作業員名簿を建設キャリアアップシステムにおいて閲覧・出力することで容易に社会保険の加入状況を確認することができることとなっているが、今般、建設業法等の一部改正により、令和 2 年 10 月から作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つとして位置付けられ、社会保険の加入状況が記載される予定であることから、同年 10 月以降は、元請事業者による社会保険の加入状況の確認及び指導については、運営主体により登録時に加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用することを原則とする方針である。

また、併せて、社会保険加入の徹底を図る観点から、建設キャリアアップシステムの登録情報を活用せずに入場確認を行う場合や、下請事業者や現場に入場する技能者が建設キャリアアップシステムに未登録である場合には、元請事業者は、技能者ごとに標準報酬月額決定通知書等の加入証明書類の確認を行う運用とする予定である。

これらの取り扱いの詳細に関しては、今夏中目途に、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを改定し、通知することとするが、この趣旨を踏まえ、会員企業に対して、本施策の趣旨について周知徹底をお願いする。

（3）公共工事での活用について

公共工事の発注者については、公共工事の品質の確保に当たって、技能者の確保・育成に配慮する必要があるが、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための

指針（令和元年10月18日閣議決定）においても「建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努める必要がある」ことが明記されている。

こうした趣旨も踏まえ、令和5年度からの建退共の建設キャリアアップシステム活用への完全移行及びこれと連動したあらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施を目指し、公共工事においても、令和2年度から建設キャリアアップシステム活用の順次拡大を図ることとしたところである。

具体的には、国土交通省直轄工事において、官民施策パッケージに掲げるCCUS義務化モデル工事等の取組を推進するとともに、地方公共団体発注工事においても、令和元年度から総合評価方式等の加点措置を先行的に実施する県を始め、建設キャリアアップシステム活用を評価・加点する取組が進められているところであり、直轄工事での工事成績評定への加点の取組や、先行する県による総合評価方式等の加点措置等の先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の報告、公表等のフォローアップを行っていくこととしている。

については、建設業者団体においては、会員企業に対して、本施策の趣旨について周知徹底する等、本取組の浸透にご協力いただくようお願いする。

（4）建設技能者の能力レベルに応じた賃金支払いの実現について

① 能力評価基準による能力レベルに応じた賃金目安等について

令和2年度から35職種的能力評価基準が整備され、一人一人の技能者の技能と経験に応じて適切な処遇を受けるための業界共通の尺度が初めて整備されることになる。

この能力評価基準に従い、若い世代に対してキャリアパスと処遇の見通しを示すことで、将来にわたって現場を支える担い手の確保につなげるとともに、建設業界全体としてレベルに応じた賃金水準の相場観を形成し、短期的な景気変動や受注環境の変化に請負金額が左右されない体質に変えていくことが必要であり、これが行政、業界が一体となって建設キャリアアップシステムを導入した最も重要な意義である。特に、建設技能者の賃金カーブのピークは、製造業よりも早く、40代前半でピークに達しており、現場を支える職長クラスによる現場の管理、後進の指導等のマネジメント能力が賃金に適切に反映されていないことが大きな課題である。

このため、建設技能者を雇用する立場にある事業者を構成員とする専門工事業団体等においては、率先して

- ・マネジメント能力が賃金に適切に反映されていない職長クラスであるレベル3及び4の熟練技能者

・入職後3年間技能を研鑽し、レベル2に達した若年技能者を念頭に、レベルに応じた賃金目安を示し、これに向かって会員企業が賃金を支払うことを団体としての目標とする取組を進めていくべきである。

これにより、建設キャリアアップシステムに技能や経験を蓄積し、レベルアップしていけば、それに応じた適正な評価と処遇が受けられるという見通しを明確化していくこととともに、賃金目安に応じた賃金を支払うための原資確保のため、注文者に対する見積りを適正化していく必要がある。

これと同時に、元請事業者団体においては、専門工事業団体等が定める建設キャリアアップシステムによる能力レベルに応じた賃金目安を踏まえた賃金が適切に支払われるための原資を確保できるよう、下請からの見積りを尊重し、適正な価格で請負契約を締結することにより、建設技能者の賃金上昇の好循環につなげていくことが必要である。

国土交通省としては、こうした取組を促進するため、社保協議会において、令和2年度中に、専門工事業ごとに法定福利費確保のために作成した標準見積書について、職長手当等マネジメントフィーを適切に見積りに反映できるよう、改訂するための検討を行っていく方針である。

また、国土交通省直轄工事においては、労務費の見積り尊重に資する取組を推進することとしている。

以上を踏まえ、専門工事業団体等におかれては、早期の賃金目安の設定に取り組むとともに、元請事業者団体においても、専門工事業団体の取組に呼応して下請からの見積り尊重をする取組を促進されたい。

② 専門工事企業の施工能力等の見える化について

国土交通省では、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境を整備するため、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通大臣告示498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）を定めたところである。国土交通省としては、令和3年度から見える化評価が実施され、施工能力等が高い専門工事企業の受注機会を確保し、建設技能者の処遇改善及び人材への投資が図られる環境を整備していく方針である。

については、評価を行う主体となる専門工事業団体におかれては、早期に見える化評価基準を策定し、国土交通大臣の認定を受けるよう努められたい。

(5) 建設キャリアアップシステムの更なる利便性向上とこれによる生産性向上について

上記1から4までに掲げる各種施策を講じることで、建設技能者の処遇改善及び現場の生産性の向上等、中長期的な建設業界の構造改善に寄与することが期待されることである。

他方、建設キャリアアップシステムが業界共通の制度インフラとして普及・定着し、真に機能するためには、施策の意義だけでなく、利用者となる事業者、技能者が建設キャリアアップシステムへ加入することによる直接的なメリットが実感できるよう、建設キャリアアップシステムの機能を継続的に充実・強化していく必要がある。また、建設キャリアアップシステムの情報セキュリティや人材の引き抜きへの懸念が払拭されることも建設キャリアアップシステム普及・定着には不可欠である。

国土交通省及び建設キャリアアップシステムの運営主体である（一財）建設業振興基金は、以下に掲げる事項に十分に意を用い、利用環境の充実等、必要な措置を講じていくこととするので、会員企業に対する周知方をお願いする。

① 建設キャリアアップシステムの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策について

建設キャリアアップシステムは、登録事業者が雇用する所属技能者の保有資格等の統計情報を企業ごとに集計・開示する機能を備えており、現時点においても、建設技能者の資格取得や人材育成に熱心に取り組み、施工能力等が高い専門工事企業が選ばれる環境を提供しているところである。

他方、建設キャリアアップシステムには、企業情報や、企業が雇用する建設技能者の顔写真、住所、連絡先、学歴、資格情報等の多くの個人情報クラウドサーバー上で管理されており、事業者からは情報漏洩を懸念する声がある。また、現場稼働中には、元請や上位下請において、一定の制限された情報を閲覧することができることとなっていることから、これが原因で建設技能者及び協力関係にある下請事業者の引き抜きが生じるのではないかという懸念もある。

これらの懸念に対しては、国土交通省及び（一財）建設業振興基金において、令和元年度補正予算（7億円の内数）等を活用して、建設キャリアアップシステムとマイナンバーカード・マイナポータルの連携が行えるレベルまで順次セキュリティを強化し、更なる情報漏洩・不正アクセス対策を講じるとともに、所属事業者の判断で技能者の引き抜きにつながりかねない住所、電話番号を事業所のものでよいこととする運用変更を行うことで、懸念払拭に万全を期すこととする。

また、一部に建設キャリアアップシステムに登録すると、企業情報、個人情報が他社から自由に閲覧できるようになるという誤解もある。このため、建設キャリアアップシステムで講じている情報の閲覧範囲については、

・建設キャリアアップシステムに登録・蓄積された情報は、初期設定で非開示と

なっており、技能者本人と所属事業者の同意なしには開示されない仕組みとなっていること

・元請や上位下請が現場稼働中に閲覧できる情報は、作業員名簿に掲載されている情報と、過去自社の現場での就業履歴に限定されており、技能者登録情報の基本画面は本人及び所属事業者以外は閲覧できない仕組みとなっていること
という点について、国土交通省及び（一財）建設業振興基金が正確な情報を継続的に周知していくこととしている。

なお、建設キャリアアップシステムの施工体制登録に当たっては、上位の請負人が下位の下請事業者との事業者間合意を経て、当該下請事業者に所属する技能者の施工体制登録作業を代行する機能を備えているが、事業者間合意の趣旨に反して合意を強制したり、施工体制登録作業を代行するという本来の機能・目的に反して下位の下請事業者の所属技能者の技能者情報画面を閲覧するといった悪質な運用は、本機能の趣旨に沿わないばかりか、人材引き抜き懸念をいたずらに惹起することから厳に行わないこと。こうした優越的な地位の濫用ともとれる行為に対しては、厳正に対処する方針である。

② 発注者による建設キャリアアップシステム閲覧等による事務効率化、書類削減

公共工事を請け負う建設業者は、施工体制台帳を作成し、発注者に対してその写しを提出することが義務づけられているなど、公共工事において発注者が必要とする情報は多く、あらかじめ発注者に提出すべき情報等について、発注者が限定的にでも建設キャリアアップシステムを閲覧することが可能となれば、受発注者間の事務の効率化や書類の削減効果が期待される場所である。

また、建設キャリアアップシステムでは、工事現場に入場する建設技能者の日々の出勤情報が記録されることから、週休2日等の取組を進めていく上で、休暇の取得状況についても、受発注者間で効率的に把握することが可能となる。

以上のような観点で、受発注者双方の生産性向上に資するような発注者による建設キャリアアップシステムの閲覧やデータ活用についても、建設キャリアアップシステムの本来的な目的から逸脱しない範囲で今後検討していくこととする。

③ 建設キャリアアップシステムによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法が抜本的に改正され、罰則付の残業時間の上限規制が盛り込まれることになり、平成31年4月から施行され、建設業においても、5年後の令和6年度から全面的に施行されることになる。これに伴い、これまで建設

業においては難しいとされてきた現場ごとの勤務時間管理も的確に行う必要が生じており、特に中小建設業者にとっては、全面施行を見据えて、ICTを活用して効率的に勤怠管理を行うニーズも高い。また、建退共制度における建設キャリアアップシステム活用への完全移行を踏まえれば、建設キャリアアップシステムにおいて建退共対象労働者に係る現場ごとの入退場時間を正確に把握し、これを掛金充当に活用することも必要である。

こうしたニーズに対応して、建設キャリアアップシステムにて勤怠・労務管理を行えるよう機能を強化することにより、中小建設業者においても、ICTを活用した効率的な労務管理が可能となり、建設キャリアアップシステムへの加入の直接的なメリットとなり得る。

また、中小建設業者が施工する小規模な建設現場においては、カードリーダー設置の負担が普及のネックとなる可能性があることから、スマートフォン等の身近なデバイスとアプリを活用した顔認証等による入退場管理を標準化するなどの取組により、建設キャリアアップシステムの利用のハードルを下げることも重要である。

このため、国土交通省及び（一財）建設業振興基金において、既存の民間システムとも連携しながら、建設キャリアアップシステムによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進を図っていくこととする。

④ 建設キャリアアップシステム登録と安全衛生資格等の資格証の携帯義務の一体化

労働安全衛生法においては、就業制限のある業務に従事するときは、当該業務に係る技能講習修了証等の書類を携帯しなければならないこととされているが、建設現場における作業には、様々な安全衛生資格等が必要であり、技能者は多数の技能講習修了証明書等の資格者証を携帯しなければならないのが現状である。

技能講習修了者の情報は、厚生労働大臣が指定する指定保存交付機関において電磁的に保存されており、このデータベースから建設キャリアアップシステムがマイナポータルを介してデータを受領することが可能になれば、技能者が直接建設キャリアアップシステムに技能講習資格の情報を効率的に蓄積することが可能になり、その情報の真正性も確実なものとなる。

このため、国土交通省は、厚生労働省と連携し、利用者たる技能者の建設キャリアアップシステム登録の直接的なメリットとつなげられるよう、建設キャリアアップシステムへの登録と技能講習修了証明書等の携帯義務を事実上一体化する運用を目指すための検討を進めていく予定である。

2. 官民施策パッケージに掲げられた各種施策を推進し、早期の効果発現を期する観点から、各建設業者団体におかれては、会員企業による建設キャリアアップシステムの活用等が進められるよう、下記に掲げる事項について、会員企業に対する周知徹底をお願いする。

- (1) 各建設業者団体の会員企業において、早期に事業者登録及び技能者登録を進めること
- (2) 会員企業が元請として工事を受注した場合においては、建設技能者による適切な就業履歴の蓄積を阻害しないよう、カードリーダーの設置、現場・契約登録、施工体制登録を行うとともに、その工事に従事する下請事業者に対して施工体制への事業者及び技能者登録を行うよう指導すること
- (3) 会員企業において、建設技能者による建設キャリアアップシステムの会員登録が進むよう、セミナーや説明会等、様々な機会を捉えて、建設キャリアアップシステムの意義や必要性等についての理解促進に努めること
- (4) 実際にシステムを利用することを通じて効果の把握や理解の浸透が進むよう、引き続き、モデル工事の実施や現場見学会等の取組を積極的に進めること

以上

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄
発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行

地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体
発注

先進県で
総合評価等で加算

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請